

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年三月三十一日

秋田県知事 鈴木 健 太

秋田県規則第二十四号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後										
目次 第一章 略 第二章 事務部局 第一節・第二節 略 第三節 地方機関 第一款・第一款の二 略 第一款の三 公文書館（第十五条の十一・第十五条の十二） 第二款・第二款の二 略 第三款く第八十三款 略 第四節 略 附則 （分課等） 第三条 次の表の上欄に掲げる部に当該中欄に掲げる課を置き、当該課に当該下欄に掲げる室を置く。 <table><tr><td>総務部</td><td>行政経営課</td><td>文書法務室</td></tr><tr><td>略</td><td>秘書課</td><td>報道・広聴室</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>		総務部	行政経営課	文書法務室	略	秘書課	報道・広聴室	略	略	略
総務部	行政経営課	文書法務室								
略	秘書課	報道・広聴室								
略	略	略								
改正前										
目次 第一章 略 第二章 事務部局 第一節・第二節 略 第三節 地方機関 第一款・第一款の二 略 第二款・第二款の二 略 第二款の三 公文書館（第十九条の七・第十九条の八） 第三款く第八十三款 略 第四節 略 附則 （分課等） 第三条 次の表の上欄に掲げる部に当該中欄に掲げる課を置き、当該課に当該下欄に掲げる室を置く。 <table><tr><td>総務部</td><td>行政経営課</td><td>秘書課</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>広報広聴課</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>		総務部	行政経営課	秘書課	略	略	略	広報広聴課	略	略
総務部	行政経営課	秘書課								
略	略	略								
広報広聴課	略	略								

政策企画部		人口戦略部		観光文化スポーツ部		生活環境部		産業労働部	
略	総合政策課	マーケティング戦略課 高等教育振興課	人口戦略課	こども支援課 男女共同参画推進課	観光戦略課	県産品振興課	略	環境保全課 循環型社会推進課	産業政策課 商工業振興課 新産業創造課
略					インバウンド・クルーズ誘客推進室		略	略	略

企画振興部		あきた未来創造部		観光文化スポーツ部		生活環境部		産業労働部	
略	総合政策課	略	あきた未来戦略課	次世代・女性活躍支援課	観光戦略課	誘客推進課 食のあきた推進課	略	環境管理課 環境整備課	産業政策課 地域産業振興課
略	マーケティング戦略室	高等教育支援室					略	略	デジタルイノベーション戦略室

略		
略	略	略

（総務部各課の所掌事務）

第五条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

行政経営課

一 十三 略

十四 文書事務の企画及び指導に関すること。

十五 公印に関すること。

十六 行政文書の受領、発送及び保存に関すること。

十七 県公報に関すること。

十八 行政文書の公開に関すること。

十九 個人情報保護の保護に関すること。

二十 訴訟等の統括に関すること。

二十一 行政不服審査に関すること。

二十二 政府調達に係る苦情処理に関すること。

二十三 公文書館に関すること。

二十四・二十五 略

秘書課

一 五 略

六 表彰に関すること。

七 報道機関との連絡調整に関すること。

八 県政に関する広聴に関すること。

九 県民ホールに関すること。

十 行政相談員に関すること。

人事課 税務課 略

略		
略	略	商業貿易課

（総務部各課の所掌事務）

第五条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

行政経営課

一 十三 略

十四・十五 略

秘書課

一 五 略

人事課 税務課 略

広報広聴課

一 県政の広報に関すること（他の所管に属するものを除

総合防災課 略

2 | 行政経営課文書法務室は、行政経営課の所掌事務のうち第十号から第二十三号までに掲げる事務を分掌する。

3 | 秘書課報道・広聴室は、秘書課の所掌事務のうち第七号から第十号までに掲げる事務を分掌する。

4・5 | 略

(政策企画部各課の所掌事務)

第六条 政策企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総合政策課

一〇七 略

く。)

二 県政に関する情報の提供に関すること。

三 報道機関との連絡調整に関すること。

四 県政に関する広聴に関すること。

五 県民ホールに関すること。

六 行政相談員に関すること。

七 行政文書の公開に関すること。

八 個人情報保護の保護に関すること。

九 文書事務の企画及び指導に関すること。

十 公印に関すること。

十一 行政文書の受領、発送及び保存に関すること。

十二 県公報に関すること。

十三 訴訟等の統括に関すること。

十四 行政不服審査に関すること。

十五 政府調達に係る苦情処理に関すること。

十六 表彰に関すること。

十七 公文書館に関すること。

総合防災課 略

2 | 3 | 略

(企画振興部各課の所掌事務)

第六条 企画振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総合政策課

一〇七 略

八 マーケティングに関する手法を活用した調査及び企画の推進に関すること。

八〇 略

マーケティング戦略課

一 マーケティングに関する手法を活用した調査及び企画の推進に関すること。

二 県政の広報に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

三 県政に関する情報の提供に関すること。

四 県のブランディングに関すること。

高等教育振興課

一 高等教育に関すること。

二 高等教育機関の連携に関すること。

三 私立学校に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

四 秋田県立大学に関すること。

五 国際教養大学に関すること。

市町村課 調査統計課 略

国際課

一・二 略

三 国際理解及び多文化共生に関すること。

四 国際協力に関すること。

五 略

六 北朝鮮による拉致問題等に関すること。

七 旅券及び渡航に関すること。

八 略

（人口戦略部各課 の所掌事務）

第六条の二 人口戦略部各課 の所掌事務は、次のとおりとする。

九〇 略

市町村課 調査統計課 略

国際課

一・二 略

三 国際理解及び国際協力に関すること。

四 留学生の交流に関すること。

五 略

六 略

2 総合政策課マーケティング戦略室は、総合政策課の所掌事務のうち第八号に掲げる事務を分掌する。

（あきた未来創造部各課の所掌事務）

第六条の二 あきた未来創造部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

人口戦略課

一・二 略

三・四 略

五 地域振興局に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

六・七 略

移住・定住促進課

一 本県への移住及び本県における定住の促進に関する事。

二 本県における就職に向けた活動の支援に関する事。

こども支援課

一 こども支援対策に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

二 子育て支援対策に関する事。

三 保育士に関する事。

四 就学前の教育及び保育に関する事。

五 保育に係る社会福祉事業に関する事。

六 保育に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人に関する事と。

七 幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に関する事。

八 児童会館に関する事。

男女共同参画推進課

あきた未来戦略課

一・二 略

三 高等教育に関する事。

四 高等教育機関の連携に関する事。

五 私立学校に関する事。

六 秋田県立大学に関する事。

七 国際教養大学に関する事。

八・九 略

十 地域振興局に関する事。

十一・十二 略

移住・定住促進課

一 本県への移住及び本県における定住の促進に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

二 本県における就職に向けた活動の支援に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

次世代・女性活躍支援課

一 子ども・若者の活躍及び若者の自立支援に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

二 児童及び青少年の健全育成に関する事。

三 男女の出会い及び結婚の支援に関する事。

四 子育て支援対策に関する事。

五 男女共同参画社会の形成に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

六 仕事と育児の両立の支援に関する事。

七 女性の活躍に関する施策の企画、調整及び推進に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

八 児童会館に関する事。

九 男女共同参画センターに関する事。

-
- 一 青少年の健全育成に関すること。
 - 二 男女の出会い及び結婚の支援に関すること。
 - 三 男女共同参画社会の形成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
 - 四 仕事と育児の両立の支援に関すること。
 - 五 女性の活躍に関する施策の企画、調整及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
 - 六 男女共同参画センターに関すること。
- 地域づくり推進課 略

（観光文化スポーツ部各課の所掌事務）
第六条の三 観光文化スポーツ部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

観光戦略課

- 一 三 略
- 四 観光施設の整備、管理及び活用促進に関すること。
- 五 観光事業者の育成、指導及び支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 六 観光資源の利用の促進に関すること。
- 七 観光情報の発信等に関すること。
- 八 外国人観光旅客の来訪促進に関すること。
- 九 クルーズ観光の促進に関すること。
- 十 国際航空路線の誘致及び利用の促進に関すること。
- 十一 旅行業に関すること。
- 十二 通訳案内士に関すること。
- 十三 二十一 略

-
- 2 地域づくり推進課 略
- あきた未来戦略課高等教育支援室は、あきた未来戦略課の所掌事務のうち第三号から第七号までに掲げる事務を分掌する。

（観光文化スポーツ部各課の所掌事務）
第六条の三 観光文化スポーツ部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

観光戦略課

- 一 三 略
- 四 観光施設の整備 に関すること。
- 五 総合保養地域の整備に関すること。
- 六 観光事業者の育成及び指導 に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

- 七 十五 略
- 誘客推進課

県産品振興課 交通政策課↳スポーツ振興課 観光戦略課インバウンド・クルーズ誘客推進室は、観光戦略課の所掌事務のうち第八号から第十号まで及び第十二号に掲げる事務を分掌する。	略 略 略
(健康福祉部各課の所掌事務) 第七条 健康福祉部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 福祉政策課・地域・家庭福祉課 長寿社会課	略 略 略
一〇七 略	略
八 認知症施策推進計画に関すること。	略
九 略	略
障害福祉課↳医務薬事課	略
2・3 略	略
(生活環境部各課の所掌事務) 第八条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 県民生活課	略 略
一〇三 略	略
四〇十六 略	略

一 観光の宣伝に関すること。 二 外国人観光旅客の来訪促進に関すること。 三 国際航空路線の誘致及び利用の促進に関すること。 四 観光資源の利用の促進に関すること。 五 旅行業に関すること。 六 通訳案内士に関すること。 七 本県の魅力の増進及び情報の発信等に関すること(他の所管に属するものを除く。) 食のあきた推進課 交通政策課↳スポーツ振興課	略 略 略 略 略 略 略
(健康福祉部各課の所掌事務) 第七条 健康福祉部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 福祉政策課・地域・家庭福祉課 長寿社会課	略 略 略
一〇七 略	略
八 略	略
障害福祉課↳医務薬事課	略
2・3 略	略
(生活環境部各課の所掌事務) 第八条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 県民生活課	略 略
一〇三 略	略
四 旅券及び渡航に関すること。 五〇十七 略	略 略

環境保全課 略	
温暖化対策課 略	
循環型社会推進課 略	
生活衛生課	
一〇十 略	
十一 水道の水質に関する事	
十二〇十七 略	
自然保護課 略	
2 環境保全課八郎湖環境対策室は、環境保全課の所掌事務のうち第八号に掲げる事務を分掌する。	
(農林水産部各課の所掌事務)	
第九条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。	
農林政策課〓農山村振興課 略	
水田総合利用課	
一〇八 略	
九 農業気象及び農作物被害に関する事(他の所管に属するものを除く。)	
十〇十三 略	
園芸振興課〓森林環境保全課 略	
2・3 略	
(産業労働部各課の所掌事務)	
第十一条 産業労働部各課の所掌事務は、次のとおりとする。	
産業政策課	
一〇九 略	
十〇十二 略	

環境管理課 略	
温暖化対策課 略	
環境整備課 略	
生活衛生課	
一〇十 略	
十一 水道 に関する事	
十二〇十七 略	
自然保護課 略	
2 環境管理課八郎湖環境対策室は、環境管理課の所掌事務のうち第八号に掲げる事務を分掌する。	
(農林水産部各課の所掌事務)	
第九条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。	
農林政策課〓農山村振興課 略	
水田総合利用課	
一〇八 略	
九 農業気象及び農作物被害に関する事	
十〇十三 略	
園芸振興課〓森林環境保全課 略	
2・3 略	
(産業労働部各課の所掌事務)	
第十一条 産業労働部各課の所掌事務は、次のとおりとする。	
産業政策課	
一〇九 略	
十 県内産業のデジタルイノベーションの導入の促進に関する事(他の所管に属するものを除く。)	
十一 ICT関連産業の振興に関する事	
十二〇十四 略	

商工業振興課

一〇三 略

四〇六 略

七 卸売業、小売業及びサービス業の振興に関する事

八 大規模小売店舗に関する事

九 中心市街地における商業及びサービス業の活性化に関する事

十 県内産業のデジタルトランスフォーメーションの推進に関する事（他の所管に属するものを除く。）

十一 ICT関連産業の振興に関する事

十二 海外との経済交流の促進に関する事

十三 県内の港湾及び空港と本邦外の地点との間の貨物の運送に係る路線の維持及び拡充に関する事

十四 流通業務に関する調査及び振興に関する事

十五 産業振興プラザに関する事

新産業創造課

一 創業の促進並びにスタートアップの創出及び育成に関する事

二 事業承継の促進に関する事

三 発明、考案及び技術開発の奨励に関する事

四 工業に関する技術の交流及び移転に関する事

五 科学技術の振興に関する事

六 試験研究等の成果の普及に関する事（他の所管に属するものを除く。）

七 知的財産に関する事（他の所管に属するものを除く。）

八 産業技術センターに関する事

産業集積課 略

地域産業振興課

一〇三 略

四 発明・考案及び技術開発の奨励に関する事

五 工業に関する技術の交流及び移転に関する事

六〇八 略

九 科学技術の振興に関する事

十 試験研究等の成果の普及に関する事（他の所管に属するものを除く。）

十一 知的財産に関する事（他の所管に属するものを除く。）

十二 産業振興プラザに関する事

十三 産業技術センターに関する事

産業集積課 略

クリーンエネルギー産業振興課・雇用労働政策課 略

2 | 商工業振興課輸送機産業振興室 は、商工業振興課の所掌事務のうち第一号から第三号までに掲げる事務（輸送機産業の振興に関する事務に限る。）を分掌する。

（建設部各課の所掌事務）

第十二条 建設部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

建設政策課〳都市計画課 略

下水道マネジメント推進課

一〳七 略

八 水道に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

（出納局の各課及びセンターの所掌事務）

第十三条 出納局の各課及びセンターの所掌事務は、次のとおりとする。

会計課 略

財産活用課

一〳七 略

八 県庁舎及び地域振興局庁舎（秋田地方総合庁舎を含む。）

商業貿易課

一 卸・小売業及びサービス業の振興に関すること。

二 大規模小売店舗に関すること。

三 中心市街地における商業及びサービス業の活性化に関すること。

四 海外との経済交流の促進に関すること。

五 県内の港湾及び空港と本邦外の地点との間の貨物の運送に係る路線の維持及び拡充に関すること。

六 流通業務に関する調査及び振興に関すること。

2 | クリーンエネルギー産業振興課・雇用労働政策課 略
産業政策課デジタルイノベーション戦略室は、産業政策課の所掌事務のうち第十号及び第十一号に掲げる事務を分掌する。

3 | 地域産業振興課輸送機産業振興室は、地域産業振興課の所掌事務のうち第一号から第五号までに掲げる事務（輸送機産業の振興に関する事務に限る。）を分掌する。

（建設部各課の所掌事務）

第十二条 建設部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

建設政策課〳都市計画課 略

下水道マネジメント推進課

一〳七 略

（出納局の各課及びセンターの所掌事務）

第十三条 出納局の各課及びセンターの所掌事務は、次のとおりとする。

会計課 略

財産活用課

一〳七 略

八 県庁舎及び秋田地方総合庁舎

（敷地及び附属物を含む。）の管理
に關すること。

九 県庁舎及び秋田地方総合庁舎（敷地及び附属物を含む。）
の営繕に關すること。

十 略

十一 公舎の管理及び営繕に關すること。
総務事務センター・検査課 略

第十四条 法令又は条例の定めるところにより置かれる次の各号に
掲げる附属機関に關する事務については、当該各号に定める事務
部局が処理するものとする。

一・二 略

三 秋田県情報公開審査会 総務部行政経営課

四 秋田県個人情報保護審査会 総務部行政経営課

五 秋田県行政不服審査会 総務部行政経営課

六・九 略

十・十三 略

十四 秋田県政策評価委員会 政策企画部総合政策課

十五 秋田県総合政策審議会 政策企画部総合政策課

十六 秋田県私立学校審議会 政策企画部高等教育振興課

十七 秋田県こども施策審議会 人口戦略部こども支援課

十八 秋田県青少年健全育成審議会 人口戦略部男女共同参画推
進課

十九 秋田県男女共同参画審議会 人口戦略部男女共同参画推
進課

（敷地及び附属物を含む。）の管理（営繕を含む。第十号に
おいて同じ。）に關すること。

九 略

十 公舎の管理 に關すること。
総務事務センター・検査課 略

第十四条 法令又は条例の定めるところにより置かれる次の各号に
掲げる附属機関に關する事務については、当該各号に定める事務
部局が処理するものとする。

一・二 略

三・六 略

七 秋田県情報公開審査会 総務部広報広聴課

八 秋田県個人情報保護審査会 総務部広報広聴課

九 秋田県行政不服審査会 総務部広報広聴課

十・十三 略

十四 秋田県政策評価委員会 企画振興部総合政策課

十五 秋田県総合政策審議会 企画振興部総合政策課

十六 秋田県私立学校審議会 あきた未来創造部あきた未来戦略
課

十七 秋田県青少年健全育成審議会 あきた未来創造部次世代・
女性活躍支援課

十八 秋田県こども施策審議会 あきた未来創造部次世代・女性
活躍支援課

十九 秋田県男女共同参画審議会 あきた未来創造部次世代・女
性活躍支援課

局 仙北地域振興		局 由利地域振興		局 秋田地域振興		局 山本地域振興			
建設部	略	建設部	略	建設部	略	建設部	略		
企画・用地課	略	企画・用地課	略	企画・用地課	略	企画・用地課	略	河川整備課	道路整備課
道路整備課	略	河川整備課	略	河川整備課	略	河川整備課	略	略	略
		略		略 略		略 略		略 略 略 略	

局 仙北地域振興		局 由利地域振興		局 秋田地域振興		局 山本地域振興			
建設部	略	建設部	略	建設部	略	建設部	略		
企画・建設課	略	企画・建設課	略	企画・建設課	略	企画・建設課	略	用地課	保全・環境課
略	略	保全・環境課	略	保全・環境課	略	保全・環境課	略	略	略
		略		略 略		略 略		略 略 略 略	

略	略	略	略
仙北地域振興局建設部河川整 備課 鎧畑ダム管理事務所	略	略	略
雄勝地域振興局建設部河川整 備課 皆瀬・板戸ダム管理事務 所	略	略	略

（地域振興局福祉環境部各課の所掌事務） 第十五条の八 地域振興局福祉環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 企画福祉課・健康・予防課 略 環境指導課 一〇三 略 四 水道、浄化槽及び廃棄物の処理に関する事（他の所管に属するものを除く。） 五〇十四 略 二〇四 略	（地域振興局農林部各課所の所掌事務） 第十五条の九 地域振興局農林部各課所の所掌事務は、次のとおりとする。 農業振興普及課 略 森づくり推進課 一 森林計画に関する事。 二〇十七 略 農村整備課・八郎潟基幹施設管理事務所 略	2 略	（地域振興局建設部各課の所掌事務）
--	--	--------	-------------------

略	略	略	略
仙北地域振興局建設部保全・ 環境課 鎧畑ダム管理事務所	略	略	略
雄勝地域振興局建設部保全・ 環境課 皆瀬・板戸ダム管理事 務所	略	略	略

（地域振興局福祉環境部各課の所掌事務） 第十五条の八 地域振興局福祉環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 企画福祉課・健康・予防課 略 環境指導課 一〇三 略 四 水道、浄化槽及び廃棄物の処理に関する事。 五〇十四 略 二〇四 略	（地域振興局農林部各課所の所掌事務） 第十五条の九 地域振興局農林部各課所の所掌事務は、次のとおりとする。 農業振興普及課 略 森づくり推進課 一〇十六 略 農村整備課・八郎潟基幹施設管理事務所 略	2 略	（地域振興局建設部各課の所掌事務）
---	--	--------	-------------------

第十五条の十 地域振興局建設部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

企画・用地課

- 一 土木事業に関する技術的な事項の調整及び指導に関すること。
- 二 道路、河川、砂防等の公共用財産の管理に関すること。
- 三 公共用地の取得、物件移転、補償及び登記に関すること。
- 四 景観保全に関すること。
- 五 屋外広告物の規制に関すること。
- 六 都市計画制限に関すること。
- 七 市町村が行う都市計画事業及び土地地区画整理事業に関すること。
- 八 特定生活関連施設の協議に関すること（建築に係るものを除く。）。
- 九 盛土規制に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 十 公印の管守に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 十一 人事、給与、文書及び財務に関すること（総務経理課の所管に属するものを除く。）。
- 十二 部内各課の連絡調整に関すること。
- 十三 他の課の所管に属しない事務に関すること。

道路整備課

- 一 一般国道及び県道の整備及び維持管理に関すること。
- 二 都市計画及び都市計画事業に関すること。
- 三 道路災害復旧事業に関すること。
- 四 市町村が行う道路事業等の指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

河川整備課

- 一 河川及び砂防設備等の整備及び維持管理に関すること。

第十五条の十 地域振興局建設部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

企画・建設課

- 一 一般国道及び県道の整備に関すること。
- 二 都市計画及び都市計画事業に関すること。
- 三 河川及び砂防設備等の整備に関すること。
- 四 土木事業に関する技術的な事項の調整及び指導に関すること。
- 五 公印の管守に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 六 人事、給与、文書及び財務に関すること（総務経理課の所管に属するものを除く。）。
- 七 部内各課の連絡調整に関すること。
- 八 他の課の所管に属しない事務に関すること。

保全・環境課

- 一 一般国道及び県道の維持管理に関すること。
- 二 河川及び砂防設備等の維持管理に関すること。
- 三 ダムの維持管理に関すること。
- 四 災害復旧事業に関すること。
- 五 市町村が行う道路、災害復旧事業等の指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

用地課

- 一 道路、河川、砂防等の公共用財産の管理に関すること。
- 二 公共用地の取得、物件移転、補償及び登記に関すること。
- 三 景観保全に関すること。
- 四 屋外広告物の規制に関すること。
- 五 都市計画制限に関すること。
- 六 市町村が行う都市計画事業及び土地地区画整理事業に関すること。
- 七 特定生活関連施設の協議に関すること（建築に係るものを除く。）。

二 ダムの維持管理に関すること。

三 河川災害復旧事業に関すること。

四 市町村が行う災害復旧事業等の指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

建築課・業務指導課 略

2 地域振興局建設部河川整備課 のダム管理事務所は、河川整備課 の所掌事務のうち第二号に掲げる事務を分掌する。

3 次の表の上欄に掲げる地域振興局建設部各課においては、第一項に規定する事務のほか、当該下欄に掲げる事務を所掌する。

北秋田地域振興局建設部企画・用地課	北欧の杜公園の財産管理に関すること。
北秋田地域振興局建設部道路整備課	北欧の杜公園の維持管理に関すること。
山本地域振興局建設部河川整備課	海岸保全施設の整備及び維持管理に関すること。
秋田地域振興局建設部企画・用地課	小泉潟公園及び中央公園の財産管理に関すること。
秋田地域振興局建設部道路整備課	小泉潟公園及び中央公園の維持管理に関すること。
秋田地域振興局建設部河川整備課	海岸保全施設の整備及び維持管理に関すること。
由利地域振興局建設部企画・用地課	本荘港の財産管理に関すること。
由利地域振興局建設部河川整備課	海岸保全施設及び本荘港の整備及び維持管理に関すること。

除く。）。

八 盛土規制に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

建築課・業務指導課 略

2 地域振興局建設部保全・環境課のダム管理事務所は、保全・環境課の所掌事務のうち第三号に掲げる事務を分掌する。

3 次の表の上欄に掲げる地域振興局建設部各課においては、第一項に規定する事務のほか、当該下欄に掲げる事務を所掌する。

北秋田地域振興局建設部保全・環境課	北欧の杜公園の維持管理に関すること。
北秋田地域振興局建設部用地課	北欧の杜公園の財産管理に関すること。
山本地域振興局建設部企画・建設課	海岸保全施設の整備に関すること。
山本地域振興局建設部保全・環境課	海岸保全施設の維持管理に関すること。
秋田地域振興局建設部企画・建設課	海岸保全施設の整備に関すること。
秋田地域振興局建設部保全・環境課	海岸保全施設並びに小泉潟公園及び中央公園に関すること。
秋田地域振興局建設部用地課	小泉潟公園及び中央公園の財産管理に関すること。
由利地域振興局建設部企画・建設課	海岸保全施設及び本荘港の整備に関すること。
由利地域振興局建設部保全・環境課	海岸保全施設及び本荘港の維持管理に関すること。

第一款の三 公文書館

(事務)

第十五条の十一 公文書館は、歴史資料として重要な公文書、古文書その他の記録の保存、利用及び調査研究並びに永年保存文書等の保存に関する事務を行う機関とする。

(名称及び位置)

第十五条の十二 公文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
秋田県公文書館		秋田市山王新町十四番三十一号	

(所掌事務)

第二十一条の五 東京事務所各課の所掌事務は、次のとおりとする。

由利地域振興局建設部用地課	すること。 本荘港の財産管理に 関すること。
---------------	------------------------------

第二款の三 公文書館

(事務)

第十九条の七 公文書館は、歴史資料として重要な公文書、古文書その他の記録の保存、利用及び調査研究並びに永年保存文書等の保存に関する事務を行う機関とする。

(名称及び位置)

第十九条の八 公文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
秋田県公文書館		秋田市山王新町十四番三十一号	

(所掌事務)

第二十一条の五 東京事務所各課の所掌事務は、次のとおりとする。

る。

総務企画課

一〇五 略

あきた売込み課 略

(内部組織)

第百九十八条 産業技術センターに、総務管理部、企画事業部

、先進プロセス開発部、素形材開発部

及び先端機能素子開発部を置く。

(所掌事務)

第百九十九条 産業技術センターの総務管理部、企画事業部

、先進プロセス開発部、素形材開発部

及び先端機能素子開発部の所掌事務は、次のとおりとする。

総務管理部

一〇三 略

四 産業技術センター各部

の所管

に属しない事務に関すること。

企画事業部

一〇三 略

四 共同研究の推進に関すること。

五 産業技術のコーディネートに関すること。

六 研究成果の移転に関すること。

る。

総務企画課

一〇五 略

六 県外に居住する求職者の県内への就職の促進に関すること。

七 首都圏における県内への移住の促進等に関すること。

八 就職者の支援に関すること。

あきた売込み課 略

(内部組織)

第百九十八条 産業技術センターに、総務管理部、企画事業部、共

同研究推進部、先進プロセス開発部、素形材開発部、電子光応用

開発部及び先端機能素子開発部を置く。

(所掌事務)

第百九十九条 産業技術センターの総務管理部、企画事業部、共同

研究推進部、先進プロセス開発部、素形材開発部、電子光応用開

発部及び先端機能素子開発部の所掌事務は、次のとおりとする。

総務管理部

一〇三 略

四 企画事業部、共同研究推進部、先進プロセス開発部、素形

材開発部、電子光応用開発部及び先端機能素子開発部の所管

に属しない事務に関すること。

企画事業部

一〇三 略

共同研究推進部

一 共同研究の推進に関すること。

先進プロセス開発部・素形材開発部 略

先端機能素子開発部 略

第二百四十五条 略

2・3 略

4 前三項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる職を当該中欄に掲げる事務部局の組織に置くことができるものとし、その職務は、当該下欄に定めるところによる。

番号	職	事務部局の組織	職務
一	危機管理監	略	知事の命を受けて危機管理に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督するとともに、第五号次長部の項に規定する事務をつかさどる。
二	健康医療技監	健康福祉部	上司の命を受けて、知事が指示する保健及び医療の充実に関する調

二 産業技術のコーディネートに関すること。

三 研究成果の移転に関すること。

先進プロセス開発部・素形材開発部 略

電子光応用開発部

一 電子・光応用に関する研究開発及びその成果の移転に関すること。

二 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に関すること。

三 電子・光応用に関する知識及び技術の普及指導並びに研修に関すること。

先端機能素子開発部 略

第二百四十五条 略

2・3 略

4 前三項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる職を当該中欄に掲げる事務部局の組織に置くことができるものとし、その職務は、当該下欄に定めるところによる。

番号	職	事務部局の組織	職務
一	危機管理監	略	知事の命を受けて危機管理に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督するとともに、第四号次長部の項に規定する事務をつかさどる。

十一	十	九	八	七	三 六	
鳥獣被害対策 統括監	移住・県内定 着推進統括監	デジタル化統 括監	略	報道監	略	
生活環境部	人口戦略部	政策企画部	略	略	略	
上司の命を受け て、鳥獣による被 害の対策に関する 特に重要な事項の 統括に関する事務 をつかさどる。	上司の命を受け て、移住及び若者 の定着に関する特 に重要な事項の統 括に関する事務を つかさどる。	略	略	上司の命を受け て、報道機関への 情報提供等に関す る特に重要な事項 の統括に関する事 務をつかさどる。	略	査、調整等をつか さどる。

十	九	八	七	六	二 五	
建設産業振興 統括監	クリーンエネ ルギー政策統 括監	デジタル化統 括監	略	広報監	略	
建設部	産業労働部	企画振興部	略	略	略	
上司の命を受け て、建設産業の振 興に関する特に重 要な事項の企画・ 調整等をつかさど る。	上司の命を受け て、クリーンエネ ルギー政策に関す る特に重要な事項 の統括に関する事 務をつかさどる。	略	略	上司の命を受け て、県政の 情報提供等に関す る特に重要な事項 の統括に関する事 務をつかさどる。	略	

十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
略	副報道監	略	略	略	企業誘致推進監	略	略	略	略	総合調整主幹
略	略	略	略	略	産業労働部	略	略	略	略	略
略	報道監を補佐し、報道監に事故があるとき又は報道監が欠けたときは、その職務を代理する。	略	略	略	上司の命を受けて、企業誘致の推進に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。	略	略	略	略	略

十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
略	副広報監	略	ICT戦略推進監	略	読書・文化活動推進監	略	略	略	略	略	総合調整主幹
略	略	略	デジタル政策推進課	略	文化振興課	略	略	略	略	略	略
略	広報監を補佐し、広報監に事故があるとき又は広報監が欠けたときは、その職務を代理する。	略	上司の命を受けて、情報化に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。	略	上司の命を受けて、読書活動及び文化活動の推進に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。	略	略	略	略	略	略

5 略	備考 略	一 ゝ 五十	二十三	
		略		
		略	略	人口戦略課
		略		

5 略	備考 略	一 ゝ 五十	二十三	
		略		
		略	略	課 あきた未来戦略
		略		

附
則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(秋田県財務規則の一部改正)

2 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			
(出納員の設置及び所掌事務) 第十二条 部局又は地方公所に、次の表の区分により出納員を置き、会計管理者をして同表の第三欄に掲げる事務を委任させるとともに、会計管理者の命を受け同表の第四欄に掲げる事務をつかさどらせるものとする。			
人口戦略	略	出納員を置く部局又は地方公所	出納員となる職員
人口戦略課	略	略	略
略	略	略	略
		会計管理者から委任される事務	所掌事務
		会計管理者の命を受けつつかさどる事務	所掌事務
改正前			
(出納員の設置及び所掌事務) 第十二条 部局又は地方公所に、次の表の区分により出納員を置き、会計管理者をして同表の第三欄に掲げる事務を委任させるとともに、会計管理者の命を受け同表の第四欄に掲げる事務をつかさどらせるものとする。			
あきた未	略	出納員を置く部局又は地方公所	出納員となる職員
あきた未来	略	略	略
略	略	略	略
		会計管理者から委任される事務	所掌事務
		会計管理者の命を受けつつかさどる事務	所掌事務

略	部
略	長
略	
略	

（会計職員の設置及び所掌事務）

第十三条 部局、地方公所又は物品公所に、次の表の区分により副出納員、経理員、現金取扱員及び物品取扱員を置き、同表の下欄に掲げる事務をつかさどらせるものとする。

一 副出納員

略	副出納員を置く部局又は地方公所	副出納員となる職員	所掌事務
略	人口戦略部	人口戦略課総務チームリーダー	人口戦略課長の職にある出納員の事務を補助執行する。
略			

二 経理員

略	経理員を置く部局又は地方公所	経理員となる職員	所掌事務
略	人口戦略部	人口戦略課に属する総務チームリーダー以外の庶務を担当する職員	
略			

三 現金取扱員

現金取扱員を置く部局又は地方公	現金取扱員となる職員	出納員から委任される事務
-----------------	------------	--------------

略	来創造部
略	戦略課長
略	
略	

（会計職員の設置及び所掌事務）

第十三条 部局、地方公所又は物品公所に、次の表の区分により副出納員、経理員、現金取扱員及び物品取扱員を置き、同表の下欄に掲げる事務をつかさどらせるものとする。

一 副出納員

略	副出納員を置く部局又は地方公所	副出納員となる職員	所掌事務
略	あきた未来創造部	あきた未来戦略課総務チームリーダー	あきた未来戦略課長の職にある出納員の事務を補助執行する。
略			

二 経理員

略	経理員を置く部局又は地方公所	経理員となる職員	所掌事務
略	あきた未来創造部	あきた未来戦略課に属する総務チームリーダー以外の庶務を担当する職員	
略			

三 現金取扱員

現金取扱員を置く部局又は地方公	現金取扱員となる職員	出納員から委任される事務
-----------------	------------	--------------

所	略	総務部						政策企画部	人口戦略部	略
	略	行政経営課に属する職員のうちから知事が命ずる者						略	人口戦略課に属する職員のうちから知事が命ずる者	略
	略	行政文書の写し若しくは行政文書を複写したものの写し又は審査請求等に係る提出書類等若しくは提出資料の写し等を交付するときに徴収する現金の収納（指定金融機関への払込みを含む。）に係る出納局会計課長の職にある出納員の事務	略	略	略	略	略	略	人口戦略課長の職にある出納員の事務	略

（用語の意義）

第百十七条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三 略

四 計算管理者 政策企画部デジタル政策推進課長をいう。

所	略	総務部						企画振興部	あきた未来創造部	略
	略	税務課に属する課長以外の職員						略	あきた未来戦略課に属する職員のうちから知事が命ずる者	略
	略	税務課長の職にある出納員の事務	略	略	略	略	略	略	あきた未来戦略課長の職にある出納員の事務	略

（用語の意義）

第百十七条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三 略

四 計算管理者 企画振興部デジタル政策推進課長をいう。

別表第一（第二条関係）

部局、部局長、課長及び室長

部局	部局長	課長	室長
略	略	略	略
政策企画部	政策企画部長	略	
人口戦略部	人口戦略部長	略	
観光文化スポーツ部	略	略	インバウンド・クルーズ誘客推進室長
略	略	略	略
産業労働部	略	略	輸送機産業振興室長
略	略	略	略

別表第二（第二条関係）

地方公所及び物品公所並びにその所管部局長

部局長	地方公所	物品公所
総務部長	公文書館、自治研修所、総合県税事務所、消防学校	
政策企画部長	略	
人口戦略部長	略	
略	略	略

別表第一（第二条関係）

部局、部局長、課長及び室長

部局	部局長	課長	室長
略	略	略	略
企画振興部	企画振興部長	略	マーケティング戦略室長
あきた未来創造部	あきた未来創造部長	略	高等教育支援室長
創造部	略	略	室長
観光文化スポーツ部	略	略	
略	略	略	略
産業労働部	略	略	各室長
略	略	略	略

別表第二（第二条関係）

地方公所及び物品公所並びにその所管部局長

部局長	地方公所	物品公所
総務部長	自治研修所、総合県税事務所、公文書館、消防学校	
企画振興部長	略	
あきた未来創造部長	略	
略	略	略

正)

3 次に掲げる規則の規定中「総務部広報広聴課」を「総務部行政経営課文書法務室」に改める。

（知事が保有する行政文書の公開等に関する規則及び政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正）

- 一 知事が保有する行政文書の公開等に関する規則（昭和六十二年秋田県規則第四十号）第七条
- 二 政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年秋田県規則第六十八号）第七条第二項（特定非営利活動促進法施行細則の一部改正）
- 4 特定非営利活動促進法施行細則（平成十年秋田県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。
第三条並びに第十条第一項及び第三項中「あきた未来創造部地域づくり推進課」を「人口戦略部地域づくり推進課」に改める。
（秋田県行政文書管理規則の一部改正）
- 5 秋田県行政文書管理規則（平成十三年秋田県規則第十一号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項及び第二項並びに第九条第二項中「広報広聴課長」を「行政経営課文書法務室長」に改め、同条第三項中「広報広聴課長」を「行政経営課文書法務室長」に改め、同条第四項中「広報広聴課長」を「行政経営課文書法務室長」に改める。